

個別品目の品質表示基準の実例

1. ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準

(平成12年12月19日農林水産省告示第1667号)

(趣旨)

第1条 ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
ドレッシング	次に掲げるものをいう。 1 食用植物油脂(香味食用油を除く。以下同じ。)及び食酢若しくはかんきつ類の果汁(以下この条において「必須原材料」という。)に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であって、主としてサラダに使用するもの 2 1にピクルスの細片等を加えたもの
ドレッシングタイプ調味料	次に掲げるものをいう。 1 食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製した液状又は半固体状の調味料であって、主としてサラダに使用するもの(食用油脂を原材料として使用していないものに限る。) 2 1にピクルスの細片等を加えたもの
半固体状ドレッシング	ドレッシングのうち、粘度が30Pa・s以上のものをいう。
乳化液状ドレッシング	ドレッシングのうち、乳化液状のものであって、粘度が30Pa・s未満のものをいう。
分離液状ドレッシング	ドレッシングのうち、分離液状のものをいう。
マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、香辛料、調味料(アミノ酸等)及び酸味料以外の原材料を使用していないものをいう。
サラダクリーミードレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉、たん白加水分解物、食塩、砂糖類、香辛料、乳化剤、糊料、調味料(アミノ酸等)、酸味料及び着色料以外の原材料を使用していないものをいう。

(表示の方法)

第3条 名称、原材料名及び内容量の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第

1 項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあつては「乳化液状ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからキまでに規定するところにより記載すること。

ア 食用植物油脂は、「食用植物油脂」と記載すること。

イ アの規定にかかわらず、食用植物油脂にあつては、「食用植物油脂」の文字の次に括弧を付して、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することができる。この場合において、記載する食用植物油脂が1種であるときは、「食用植物油脂」の文字及び当該文字の次に付する括弧を省略することができる。

ウ 食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称で記載すること。

エ ウの規定にかかわらず、醸造酢にあつては、「醸造酢」の文字の次に括弧を付して、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することができる。この場合において、記載する醸造酢が1種であるときは、「醸造酢」の文字及び当該文字の次に付する括弧を省略することができる。

オ 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、記載する砂糖類が1種である場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び当該文字の次に付する括弧を省略することができる。

カ 食用植物油脂、醸造酢、かんきつ類の果汁、砂糖類及び食品添加物以外の原材料は、「卵黄」、「たん白加水分解物」、「食塩」、「でん粉」、「からし」、「こしょう」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、からし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

キ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年7月13日厚生省令第23号)第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、半固体状ドレッシングにあつては内容重量をグラム又はキログラムの単位で、乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシン

グにあつては内容体積をミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、ドレッシングタイプ調味料にあつては、「ドレッシング」、「マヨネーズ」等ドレッシングと誤認させる用語(製品100g中脂質量が3g未満のものについて「ノンオイルドレッシング」と表示する場合を除く。)は、これを表示してはならない。

附 則(平成12年農林水産省告示第1667号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年農林水産省告示第1402号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入されたドレッシングの品質に関する表示については、この告示による改正前のドレッシング品質表示基準の規定の例によることができる。

3 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入されるドレッシングの品質に関する表示については、この告示による改正前のドレッシング品質表示基準の規定の例によることができる。

(加工食品品質表示基準の一部改正)

4 加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)の一部を次のように改正する。

別表3中ドレッシングの項を次のように改める。

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1667号)第3条第1号
----------------------	--

2. にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準

(平成12年12月19日農林水産省告示第1634号)

(趣旨)

第1条 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
にんじんジュース	次に掲げるものをいう。 1 にんじんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したもの(以下「濃縮にんじん」という。)を希釈して搾汁の状態に戻したもの(以下「にんじんの搾汁」という。) 2 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの(以下「かんきつ類等の搾汁」という。)又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの(以下「濃縮かんきつ類等」という。)を加えたもの又はこれに食塩、はちみつ、糖類若しくは香辛料(以下「調味料」という。)を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のもの
にんじんミックスジュース	次に掲げるものをいう。 1 にんじんの搾汁にかんきつ類、うめ及びあんず以外の果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの(以下「果実の搾汁」という。)又はにんじん以外の野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの(以下「野菜の搾汁」という。)を加えたものであって、果実の搾汁及び野菜の搾汁の原材料に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの 2 1にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、果実の搾汁、野菜の搾汁、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料に占める重量の割合がにんじんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの(調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のものに限る。) 3 にんじんの搾汁にかんきつ類等の搾汁又は調味料を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%以上であり、かつ、にんじんの搾汁の原材料に占める重量の割合を下回るもの(調味料を加えたものにあつては、調味料の原材料に占める重量の割合が

3%未満のものに限る。)

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、にんじんジュースにあつては「にんじんジュース」と、にんじんミックスジュースにあつては「にんじんミックスジュース」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(ア) にんじんは、「にんじん」と記載すること。ただし、濃縮にんじんを希釈して製造したものにあっては、「濃縮にんじん」と記載すること。

(イ) 果実にあつては、「果実」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「りんご」、「うんしゅうみかん」、「レモン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、にんじんミックスジュースのうち、果実を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「レモン(濃縮還元)」等と記載すること。

(ロ) 野菜にあつては、「野菜」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「トマト」、「ほうれんそう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、にんじんミックスジュースのうち、野菜を破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを使用したものにあっては、「ほうれんそう(濃縮還元)」、「パセリ(濃縮還元)」等と記載すること。

(ハ) 糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(ニ) 使用した糖類が2種類以上の場合、(ハ)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(ホ) にんじん、果実、野菜、糖類及び食品添加物以外の原材料にあつては、「食塩」、「はちみつ」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょう

その他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

（表示禁止事項）

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語
- (2) 天然又は自然の用語

附 則（平成12年農林水産省告示第1634号）

この告示は、公布の日から施行する。